東浦町水防計画　新旧対照表

頁	現行（2026 年3月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	第1章～第5章（略）	第1章～第5章（略）	
8	第6章　水防に関連する予報・警報 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、（追加）「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、特別警報（追加）・警報・注意報は（追加）市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。 （1）（追加）大雨注意報 大雨（追加）による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（略） （2）（追加）高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマ	第6章　水防に関連する予報・警報 1 気象及び高潮についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象及び高潮の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「危険警報」は重大な災害が発生するおそれが大きいとき「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、特別警報・危険警報・警報・注意報は、氾濫に関するものを除き市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。 （1）レベル2大雨注意報 大雨により内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（略） （2）レベル2高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（削除）避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの	防災気象情報変更を踏まえた修正

8	ップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。 （3）洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、（追加）災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（略） （4）（追加）大雨警報 大雨（追加）による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。 （5）（追加）高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（追加）危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。 （6）洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、（追加）重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（略） （追加）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。（削除） （3）レベル2氾濫注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（略） （4）レベル3大雨警報 大雨により内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（削除）高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。 （5）レベル3高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。 （6）レベル3氾濫警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（略） （7）レベル4大雨危険警報 大雨により内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川 の外水氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があると	

		される警戒レベル4に相当する。	
9	（追加）	（8）レベル4高潮危険警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。	防災気象情報変更を踏まえた修正
	（追加）	（9）レベル4氾濫危険警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。	
	（7）大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。	（10）レベル5大雨特別警報 大雨により内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが（削除）大きいときに発表される。 （削除）災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。	
	（8）高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。	（11）レベル5高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが（削除）大きいときに発表される。命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。	
	（追加）	（12）レベル5氾濫特別警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きいときに予発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるこ	

	（追加）	とを示す警戒レベル5に相当する。 (13)早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県は東部と西部)で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県)で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている	
	（追加）	(14) 時系列情報(明日までの警報等の見通し) 特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯(土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯)の見通しを「災害切迫」(黒)、「危険」(紫)、「警戒」(赤)、「注意」(黄)の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。 なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。	
	(9) 気象情報 ア「全般気象情報(気象庁発表)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。 イ「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表) 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出	(15) 気象防災速報 (削除) ア 気象防災速報(記録的短時間大雨)(気象庁発表) 愛知県内で、レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨	

	現している場合に、気象庁から（追加）発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。 愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。	量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「愛知県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。 （削除）愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。	
10	（追加） ウ「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表） 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（＊）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。 （＊）土砂災害の危険性が認められない17 市町村は発表対象外 （一宮市，津島市，江南市，稲沢市，岩倉市，愛西市，清須市，北名古屋市，弥富市，あま市，豊山町，大口町，扶桑町，大治町，蟹江町，飛島村，知立市） （追加）	イ 気象防災速報（線状降水帯発生） 大雨による災害発生の危険だが急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「愛知県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。 ※上記ｱ）、ｲ）に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 （削除） ウ 気象防災速報（線状降水帯直前予測） 線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「愛知県気象防	防災気象情報変更を踏まえた修正

		災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。	
	エ「竜巻注意情報」（気象庁発表） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として（追加）発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として（追加）発表される。 （略）	エ 気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として気象防災速報（竜巻注意）として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。 （略）	
	オ「早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	（削除）	
	（追加）	（16）全般気象解説情報（気象庁発表）、東海地方気象解説情報、愛知県気象解説情報 気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（）内に注目される現象のキーワードが付記される。 気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段	

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（追加）</td>
<td>高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。
　また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。
（17）「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）
　市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（＊）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。
（＊）土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外（一宮市，津島市，江南市，稲沢市，岩倉市，愛西市，清須市，北名古屋市，弥富市，あま市，豊山町，大口町，扶桑町，大治町，蟹江町，飛島村，知立市）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>10
11</td>
<td>（10）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要
<table>
<tr><th>種　類</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル
（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>（略）（追加）土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。
（略）</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル
（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>（略）1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ち</td></tr>
</table>
</td>
<td>（18）キキクル（大雨警報・土砂災害警報の危険度分布）等の種類と概要
<table>
<tr><th>種　類</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル
（削除）</td><td>（略）最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数等の組み合わせの予測（削除）を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。
（略）</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル
（削除）</td><td>（略）1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr>
</table>
</td>
<td>防災気象情報変更を踏まえた修正</td>
</tr>
</table>

	に身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 （追加）
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	（略）3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （略）
（追加）	
（追加）	

	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル （削除）	（略）3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （略）
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

12	〔大雨・高潮(追加)の特別警報発表基準〕 現象の種類／基準 大雨：台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 高潮：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 (追加)： 「過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」 「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。 ・大雨特別警報(警戒レベル5相当)の指標 大雨特別警報(土砂災害)の場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。 大雨特別警報(浸水害)の場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※4がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。 (略)	〔大雨・高潮・氾濫の特別警報発表基準〕 現象の種類／基準 大雨：大雨により内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きい場合 高潮：(削除)台風や(削除)低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きい場合 氾濫：川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きい場合 「過去の災害事例に照らして、指数((削除、)表面雨量指数、流域雨量指数)、基準潮位などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」 (削除) ・レベル5大雨特別警報の指標 (削除) (削除) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※1がさらに降り続くと予想される市町村等にレベル5大雨特別警報を発表する。 (略)	防災気象情報変更を踏まえた修正

<table>
<tr>
<td></td>
<td>※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
※2（略）
※3（略）
※4 激しい雨　：1時間に概ね30 mm以上の雨。

・高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。

※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。</td>
<td>※1 激しい雨　：1 時間に概ね 30 mm 以上の雨。

※2（略）
※3（略）
（削除）

・レベル5高潮特別警報の指標

水位又は潮位が「高潮による浸水害の起こるおそれが著しく大きくなる値」以上となり、かつその状況が継続すると予想される状況、若しくは高潮による浸水害が発生している状況。

（削除）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>12

13</td>
<td>【（追加）警報・注意報発表基準表】
<table>
<tr><th rowspan="2">一次細分区域</th><th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th><th colspan="3">警　報</th><th colspan="3">注　意　報</th></tr>
<tr><th>大雨</th><th>洪水</th><th>高潮</th><th>大雨</th><th>洪水</th><th>高潮</th></tr>
<tr><td>西部</td><td>知多地域</td><td>別表１の基準による</td><td>別表２の基準による</td><td>別表５の基準による</td><td>別表３の基準による</td><td>別表４の基準による</td><td>別表６の基準による</td></tr>
</table>
（略）</td>
<td>【危険警報・警報・注意報発表基準表】
<table>
<tr><th rowspan="2">一次細分区域</th><th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th><th colspan="2">レベル４
危険警報</th><th>レベル３
警報</th><th>レベル２
注意報</th></tr>
<tr><th>大雨</th><th>高潮</th><th>大雨</th><th>大雨</th></tr>
<tr><td>西部</td><td>知多地域</td><td>別表１の基準による</td><td>別表４の基準による</td><td>別表２の基準による</td><td>別表３の基準による</td></tr>
</table>
（略）</td>
<td>防災気象情報変更を踏まえた修正</td>
</tr>
</table>

	注)1. 注意報・警報(追加)は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報(追加)が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報(追加)は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報(追加)に切り替えられる。 2. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、(追加)警報、注意報を発表することがある。 (追加)	注)1. 注意報・警報・危険警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・危険警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報・危険警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・危険警報に切り替えられる。 2. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、危険警報、警報、注意報を発表することがある。 (別表1)レベル4大雨危険警報基準　　(令和8年5月 29 日現在)	防災気象情報変更を踏まえた修正

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準
知多地域	半田市	30	阿久比川流域＝22.3 神戸川流域＝12.4
	常滑市	32	稲早川流域＝7.7 矢田川流域＝16.4 前山川流域＝11
	東海市	29	大田川流域＝16.4
	大府市	29	五ヶ村川流域＝11.4 鞍流瀬川流域＝16.2 皆瀬川流域＝11.2 石ヶ瀬川流域＝9.6
	知多市	26	信濃川流域＝12.2
	阿久比町	31	阿久比川流域＝15.3
	東浦町	33	五ヶ村川流域＝21.8 明徳寺川流域＝9.8 石ヶ瀬川流域＝19.8
	南知多町	27	内海川流域＝11.6
	美浜町	25	稲早川流域＝10.8
	武豊町	26	堀川流域＝9.7

14	（別表1）大雨警報基準 市町村等をまとめた地域／市町村等／表面雨量指数基準／土壌雨量指数基準 知多地域／半田市／20／157 ／常滑市／18／143 ／東海市／17／159 ／大府市／22／183 ／知多市／20／143 ／阿久比町／17／149 ／東浦町／22／182 ／南知多町／21／162 ／美浜町／19／160 ／武豊町／19／152	（別表2）レベル3大雨警報基準　（令和8年5月 29 日現在） 市町村等をまとめた地域／市町村等／表面雨量指数基準／流域雨量指数基準／複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数） 知多地域／半田市／20／阿久比川流域＝20.3 神戸川流域＝11.3／阿久比川流域＝（12，19.1） 神戸川流域＝（12，9.8） ／常滑市／18／稲早川流域＝7 矢田川流域＝14.9 前山川流域＝10／矢田川流域＝（11,9.1） 前山川流域＝（11,9.1） ／東海市／17／大田川流域＝13.6／大田川流域＝（8，12.2） ／大府市／22／五ヶ村川流域＝9.1 鞍流瀬川流域＝12.3 皆瀬川流域＝10.2 石ヶ瀬川流域＝8／五ヶ村川流域＝（12，9） 鞍流瀬川流域＝（12,12.2） 皆瀬川流域＝（12,9.1） 石ヶ瀬川流域＝（12,7.2） ／知多市／20／信濃川流域＝10／信濃川流域＝（12，9） ／阿久比町／17／阿久比川流域＝13.9／阿久比川流域＝（12,12.5） ／東浦町／22／五ヶ村川流域＝19.8 明徳寺川流域＝8.9 石ヶ瀬川流域＝18／石ヶ瀬川流域＝（12,17.8）	防災気象情報変更を踏まえた修正

（別表2）洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域＝20.3， 神戸川流域＝11.3	阿久比川流域＝(12,19.1)， 神戸川流域＝(12,9.8)	―
	常滑市	稲早川流域＝７， 矢田川流域＝14.9， 前山川流域＝10	矢田川流域＝(11,9.1)， 前山川流域＝(11,9.1)	―
	東海市	大田川流域＝13.6	大田川流域＝(8,12.2)	愛知県天白川系天白川〔天白川〕
	大府市	五ヶ村川流域＝9.1， 鞍流瀬川流域＝12.3， 皆瀬川流域＝10.2， 石ヶ瀬川流域＝８	五ヶ村川流域＝(12,９)， 鞍流瀬川流域＝(12,12.2)， 皆瀬川流域＝(12,9.1)， 石ヶ瀬川流域＝(12,7.2)	愛知県境川水系境川・逢妻川〔泉田〕
	知多市	信濃川流域＝10	信濃川流域＝(12,９)	―
	阿久比町	阿久比川流域＝13.9	阿久比川流域＝(12,12.5)	―
	東浦町	五ヶ村川流域＝19.8， 明徳寺川流域＝8.9， 石ヶ瀬川流域＝18	石ヶ瀬川流域＝(12,17.8)	愛知県境川水系境川・逢妻川〔泉田〕

（削除）

防災気象情報変更を踏まえた修正

※複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準を表す。

15

（別表3）大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
知多地域	半田市	16	98
	常滑市	14	90
	東海市	10	100
	大府市	16	115
	知多市	15	90
	阿久比町	12	93
	東浦町	16	114
	南知多町	13	102
	美浜町	15	100
	武豊町	15	95

（別表3）レベル2大雨注意報基準　（令和8年5月29日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）
知多地域	半田市	16	阿久比川流域＝16.2 神戸川流域＝９	阿久比川流域＝（８,13.8） 神戸川流域＝（８,7.5）
	常滑市	14	稲早川流域＝5.6 矢田川流域＝11.9 前山川流域＝８	稲早川流域＝（11,4.5） 矢田川流域＝（７,8.2） 前山川流域＝（７,８）
	東海市	10	大田川流域＝10.8	大田川流域＝（５,10.8）
	大府市	16	五ヶ村川流域＝7.2 鞍流瀬川流域＝9.8 皆瀬川流域＝8.1 石ヶ瀬川流域＝6.4	五ヶ村川流域＝（８,7.2） 鞍流瀬川流域＝（８,9.8） 皆瀬川流域＝（８,8.1） 石ヶ瀬川流域＝（８,6.4） 境川流域＝（13,17.4）
	知多市	15	信濃川流域＝８	信濃川流域＝（７,８）
	阿久比町	12	阿久比川流域＝11.1	阿久比川流域＝（７,11.1）
	東浦町	16	五ヶ村川流域＝13.9 明徳寺川流域＝7.1 石ヶ瀬川流域＝14.4	明徳寺川流域＝（８,7.1） 石ヶ瀬川流域＝（12, 11.5）

防災気象情報変更を踏まえた修正

（別表4）洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域＝16.2, 神戸川流域＝９	阿久比川流域＝(８，13.8), 神戸川流域＝(８,7.5)	―
	常滑市	稲早川流域＝5.6, 矢田川流域＝11.9, 前山川流域＝８	稲早川流域＝(11,4.5), 矢田川流域＝(７,8.2),前山川流域 ＝(７,８)	―
	東海市	大田川流域＝10.8	大田川流域 ＝(５,10.8)	愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕
	大府市	五ヶ村川流域＝7.2, 鞍流瀬川流域＝9.8, 皆瀬川流域＝8.1, 石ヶ瀬川流域＝6.4	五ヶ村川流域＝(８,7.2), 鞍流瀬川流域＝(８,9.8), 皆瀬川流域 ＝(８,8.1), 石ヶ瀬川流域＝(８,6.4) 境川流域＝(13,17.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	知多市	信濃川流域＝８	信濃川流域 ＝(７,８)	―
	阿久比町	阿久比川流域＝	阿久比川流域＝	―

（削除）

防災気象情報変更を踏まえた修正

（別表5）高潮警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位（標高m）	備考
知多地域	半田市	2.0※	
	常滑市	2.5※	
	東海市	2.9※	
	大府市	※	
	知多市	2.9※	
	阿久比町	※	
	東浦町	3.2※	
	南知多町	1.8※	
	美浜町	2.0※	伊勢湾に面した地域
		2.0※	知多湾に面した地域
	武豊町	2.3※	

※愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位へ

（別表4）レベル4高潮危険警報基準　（令和8年5月 29 日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位（標高m）	備考
知多地域	半田市	1.9※	
	常滑市	3.5※	
	東海市	2.8※	
	大府市	※	
	知多市	2.8※	
	阿久比町	※	
	東浦町	3.6※	
	南知多町	1.9※	
	美浜町	2.5※	伊勢湾に面した地域
		1.9※	知多湾に面した地域
	武豊町	2.0※	

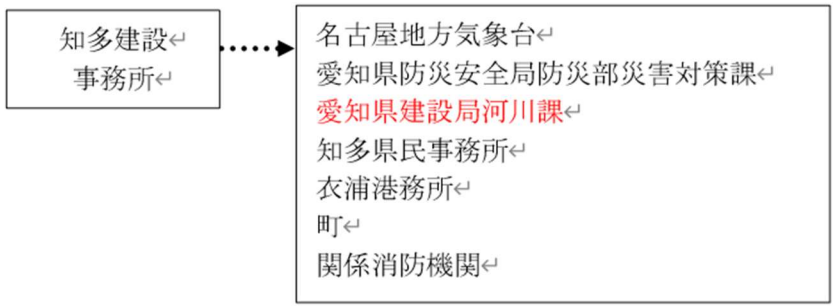
※愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への

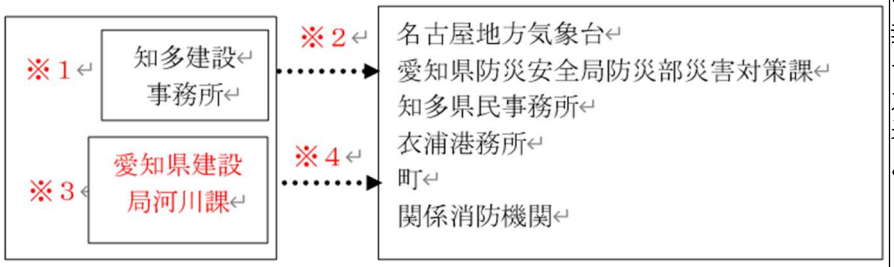
防災気象情報変更を踏まえた修正

	の潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。 （追加）	潮位の到達状況を考慮して、これによらずレベル４高潮危険警報を発表する場合がある。 ※レベル４高潮危険警報、レベル３高潮警報及びレベル２高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表する。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。	
16	別表1～4大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 （１）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準＊は、市町村等の域内において単一の値をとる。 （２）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準＊は 1km 四方毎に設定している。別表１及び３において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。 （３）別表２及び４において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数＊30 以上」を意味する。 （４）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。 （５）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。 （６） 別表２及び４の、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する	別表1～3レベル4大雨危険警報等基準表の見方 （１）レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の表面雨量指数基準＊は、市町村等の域内において単一の値をとる。 （削除） （２）別表１、２及び３において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数＊30 以上」を意味する。 （３）レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表１、２及び３の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、該当市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。 （４）レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。 （削除）	防災気象情報変更を踏まえた修正

	＜参考＞ 表面雨量指数（略） 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。 流域雨量指数（略）	＜参考＞ 表面雨量指数（略） （削除） 流域雨量指数（略）	
21	第2節　水防に関する予報・警報の伝達 1　気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図 （略）	第2節　水防に関する予報・警報の伝達 1　気象及び高潮に関する予報・警報伝達系統図 （略）	防災気象情報変更を踏まえた修正

<table>
<tr><td>23</td><td>注1）（略）
注2）愛知県から町、町から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知または周知の措置が義務付けられている。</td><td>注1）（略）
注2）愛知県から町、町から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、レベル5特別警報が発表された際に、通知または周知の措置が義務付けられている。</td><td>防災気象情報変更を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td>24</td><td>第7章水防警報等
第1節　水防警報
２　水防警報を発する基準
(1)知事が水防警報を行う海岸
<table><tr><td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td><td>知多地域</td></tr><tr><td colspan="2">発表区域（市町村名）</td><td>東浦町</td></tr><tr><td rowspan="2">発表基準（標高m）</td><td>準備</td><td>1.6</td></tr><tr><td>出動</td><td>3.2</td></tr><tr><td colspan="2">発表者</td><td>知多建設事務所長</td></tr></table></td><td>第7章水防警報等
第1節　水防警報
２　水防警報を発する基準
(1)知事が水防警報を行う海岸
<table><tr><td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td><td>知多地域</td></tr><tr><td colspan="2">発表区域（市町村名）</td><td>東浦町</td></tr><tr><td rowspan="2">発表基準（標高m）</td><td>準備</td><td>1.5</td></tr><tr><td>出動</td><td>3.6</td></tr><tr><td colspan="2">発表者</td><td>知多建設事務所長</td></tr></table></td><td>防災気象情報の変更及び変更後も引き続き旧高潮注意報の基準潮位予測によって水防警報を発表することによる修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>25</td>
<td>４　伝統系統
（２）高潮水防警報警報（愛知県沿岸）


（追加）</td>
<td>４　伝統系統
（２）高潮水防警報警報（愛知県沿岸）


※1レベル２高潮注意報が発表された場合若しくは6時間後までに準備基準潮位に達すると予測される場合又はレベル４高潮危険警報が発表された場合
※2知多建設事務所所管の範囲で該当する対象を選択のうえ発表
※3準備基準潮位への到達が予測される場合は愛知県建設局河川課が発表する
※4該当する対象を選択のうえ発表</td>
<td>防災気象情報の変更及び変更後も引き続き旧高潮注意報の基準潮位予測によって水防警報を発表することによる修正</td>
</tr>
<tr>
<td>26</td>
<td>第2節　洪水予報
１　知事が指定した河川及び基準水位

河川名	区　域	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）m	氾濫注意水位（警戒水位）m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
境川	左右岸 井堰川合流点から海まで	泉田	刈谷市泉田町西中浜 5-2（河口から 7.33 ㎞）	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.65	T.P. 5.20
逢妻川	左右岸　逢妻女川、逢妻男川合流点から海まで	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1（河口から8.45㎞）	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 4.00	T.P. 4.80

</td>
<td>第2節　洪水予報
１　知事が指定した河川及び基準水位

河川名	区　域	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）m	氾濫注意水位（警戒水位）m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫発生水位 m
境川	左右岸 井堰川合流点から海まで	泉田	刈谷市泉田町西中浜 5-2（河口から 7.33 ㎞）	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.65	T.P. 5.20	T.P. 7.10
逢妻川	左右岸　逢妻女川、逢妻男川合流点から海まで	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1（河口から8.45㎞）	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 4.00	T.P. 4.80	T.P. 8.00

</td>
<td>法改正を踏まえ新たに氾濫発生水位を設定したことによる追加</td>
</tr>
</table>

２　洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル５相当情報（洪水）】	・氾濫が発生したとき （追加） ・氾濫が継続しているとき （追加）
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル４相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル３相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル２相当情報（	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続し

２　洪水予報の情報名と基準

情報名	発表基準
レベル５氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	・氾濫が発生したとき ・氾濫発生水位に到達したとき ・氾濫が継続しているとき ※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表
レベル４氾濫危険警報 （警戒レベル４相当情報）	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・レベル４氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
レベル２氾濫注意報 （警戒レベル２情報）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

防災気象情報変更を踏まえた修正

	洪水）】	ているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、
種類及び情報名を選定するものとする。

注2（略）

	・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満 の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれな いとき
レベル2氾濫注意報（警報解除）	・レベル4氾濫危険警報又はレベル3氾濫警報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・レベル3氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
レベル2氾濫注意報解除	レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険警報、レベル3氾濫警報又はレベル2氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、（削除）情報名を選定するものとする。

注2（略）

<table>
<tr>
<td>27</td>
<td>３　知事が指定した海岸と水位情報周知を行う水位観測所における基準水位
(1)高潮特別警戒水位
<table>
<tr><th>海岸名</th><th>観測所名</th><th>基準水位
(m)</th><th>発表者</th></tr>
<tr><td>三河湾･伊勢湾沿岸</td><td>天白川河口</td><td>TP2.30</td><td>河川課長</td></tr>
</table>
(2) 高潮警戒水位
<table>
<tr><th>海岸名</th><th>観測所名</th><th>基準水位
(m)</th><th>発表者</th></tr>
<tr><td>三河湾･伊勢湾沿岸</td><td>一色</td><td>TP1.90</td><td>河川課長</td></tr>
</table>
※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）</td>
<td>３　知事が指定した海岸と水位情報周知を行う水位観測所における基準水位
(1)高潮特別警戒水位
<table>
<tr><th>海岸名</th><th>観測所名</th><th>基準水位
(m)</th><th>発表者</th></tr>
<tr><td>三河湾･伊勢湾沿岸</td><td>天白川河口</td><td>TP2.80</td><td>河川課長</td></tr>
</table>
（削除）</td>
<td>設定水位見直しに伴う修正</td>
</tr>
<tr>
<td>34</td>
<td>第8章　水防活動
第9節　（追加）決壊等の通報並びに決壊後の処理</td>
<td>第8章　水防活動
第9節　氾濫、決壊等の通報並びにその後の処理</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>第9章～第10章（略）</td>
<td>第9章～第10章（略）</td>
<td></td>
</tr>
</table>